

別記様式5

被 処 分 者	認 定 証 番 号	秋田県公安委員会 第230655号
	自動車運転代行業者 の名称または記号	昭和運転代行社 代表 鈴木 壮二
	主たる営業所が所在する 市区町村	秋田県潟上市
処 分 年 月 日	令和6年4月18日	
処 分 内 容	指示処分	
処 分 理 由	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第12条に規定する損害賠償責任保険(共済)契約を締結していたものの、保険(共済)掛金の未払いにより保険(共済)契約が失効した状態で、自動車運転代行業を行った。	
根 拠 法 令	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第12条違反	
処分を行った都道府県	秋田県	